

# 令和5年7月・9月大雨災害による被災者の住まいの支援制度の概要

令和6年4月1日現在

秋田市都市整備部

損壊の種類	災害救助法		被災者生活再建支援法	公営住宅等の一時使用	補助金の交付 *市と県の補助金は併用可				
	賃貸型応急住宅 (民間借上住宅) b	住宅の応急修理制度	被災者生活再建支援金 b	市営住宅等	秋田市 住宅リフォーム 支援事業	秋田県 住宅リフォーム 推進事業			
全壊	対象	原則対象外 (内閣府と要協議)	対象 再建方法に応じ、複数世帯で150万円～300万円の支給、補修の場合は200万円 a	対象 (大雨被害により住宅の使用が困難になった方) (罹災証明書が交付される方)	対象 (罹災証明書又は被害証明書が交付される方) *工事が完成してからの申請	半壊又は 床上浸水以上 が対象 (罹災証明書又は被害証明書が交付される方) *申請時は被害を示す写真でも可。完了時まで各証明書を提出			
大規模半壊	水害により流入した土砂や流木等により住宅としての利用ができない方が対象 (内閣府と要協議)	対象 [70.6万円以内]	対象 再建方法に応じ、複数世帯で100万円～250万円の支給、補修の場合は150万円 (やむを得ず解体した場合は全壊と同額) a				20万円以上の工事が対象で、工事費の10%で上限5万円を交付	50万円以上の工事が対象で、工事費の10%で上限8万円を交付。県内業者等限定	
中規模半壊			対象 再建方法に応じ、複数世帯で25万円～100万円の支給、補修の場合は50万円 (やむを得ず解体した場合は全壊と同額) a						
半壊			やむを得ず住宅を解体した場合は対象 (解体しない場合は対象外) 再建方法に応じ、複数世帯で150万円～300万円の支給 a						
準半壊	×対象外	対象 [34.3万円以内]	×対象外						×対象外 (ただし、床上浸水していれば対象)
準半壊に至らない一部損壊		×対象外							
住宅の応急修理制度との併用	原則併用不可 (内閣府と要協議)		併用可 (大規模半壊・中規模半壊の場合で、応急修理制度で修理していない部分を補修した場合は、本制度の加算支援金の対象)	併用可	併用可	併用可			
申込等期限	窓口まで ご相談ください	完了 令和6年7月12日	基礎支援金 令和6年8月13日 加算支援金 令和8年8月13日	窓口まで ご相談ください	申込・完了 令和7年3月24日	申込・完了 令和7年3月14日			
制度の 問合せ先	住宅政策課 018-888-5773(専用)	都市総務課 018-888-5772(専用)	福祉総務課 地域福祉推進室 018-888-5661	住宅政策課 018-888-5770	秋田県秋田地域 振興局建築課 018-860-3491				

a: 生活再建支援金は、再建方法(建設・購入、補修、民間住宅の賃借)に応じ加算支援金額が支給される。

b: 令和5年7月の大雨により被災された方が対象になる。